令和８年度（２０２６年度）

右田中学校
いじめ防止基本方針

Ⅰ　「学校いじめ防止基本方針」の策定

本校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）を策定することとし、学校ウェブサイト等を活用して、広く周知を図ることとする。

また、本方針は、防府市いじめ防止基本方針（令和８年３月改定）を踏まえ、社会情勢や生徒を取り巻く環境の変化に応じて、毎年度検証・見直しを行うものとする。

学校基本方針は、生徒指導体制や教育相談体制、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の基本的な考え方と具体的な取組、年間取組計画、校内研修、家庭や地域との連携等について、学校のいじめ対策全体に関わる内容である。

【意義】

○　「学校基本方針に」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

○　生徒及びその保護者に対し、いじめの発生時における学校の対応を示すことは、生徒が安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

○　加害者への成長支援の観点を「学校基本方針」に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

【内容】

○　いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることとする（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）。

○　アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、（「早期発見・早期対応のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといった具体的な取組を盛り込む。そして、これらの「学校基本方針」の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び早期対応の行動計画となるよう、教職員のいじめに係る資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

○　いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることとする。加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ対策組織を中心に、「学校基本方針」が本校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というＰＤＣＡサイクルを、「学校基本方針」に盛り込んでおくこととする。

○　「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。本校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ることとする。

○　「学校基本方針」を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ることが、「学校基本方針」策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について決めることとする。また、生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、「学校基本方針」の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

○　策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

Ⅱ　いじめ防止対策基本方針

１　いじめの定義

法第２条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されており、本校においても法が示す定義を基に対応等を行うこととする。いじめの判断に当たっては、表面的・形式的に判断することなく、行為の背景や継続性、生徒本人の感じる被害性に着目する。本人が否定している場合であっても、いじめに該当すると判断することがある。

いわゆる「いじり」「からかい」と称される行為についても、受けた側が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして適切に認知し、組織的に対応する。

※　「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※　「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

２　いじめ防止のための基本方針

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、家庭や地域、関係機関等と連携・協働して未然防止に努める。具体的には、次の項目について重点的に取り組んでいく。

（１）　人権が尊重された学校づくり

○　未然防止のための意識徹底

いじめは、人権を侵害する行為であり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組む。

（２）豊かな心を育む教育の推進

○　学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通して生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育を充実させる。

○　豊かな情操と規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の豊かな情操と規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をすること」「礼儀正しく人と接すること」について、毎週の学年朝の会を実施するなど生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

○　他者への思いやりや社会性の育成

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験など、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させる。

○　いじめ防止・根絶強調月間の推進

毎年１０月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価、生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

（３） 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 校種間連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進を図る。

○ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

ＳＣやＳＳW等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

○ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

学校の業務改善を推進し、教職員が生徒と向き合う時間を確保する。

Ⅲ　学校におけるいじめの防止等のための具体的な取組

１　「いじめ対策委員会」の設置

法が定める「いじめ対策組織」の中に「いじめ対策委員会」を設置し、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、さらに、可能な限り心理や福祉の専門家であるＳＣ、ＳＳＷ、医師、少年安全サポーター等の外部専門家などを委員とする。

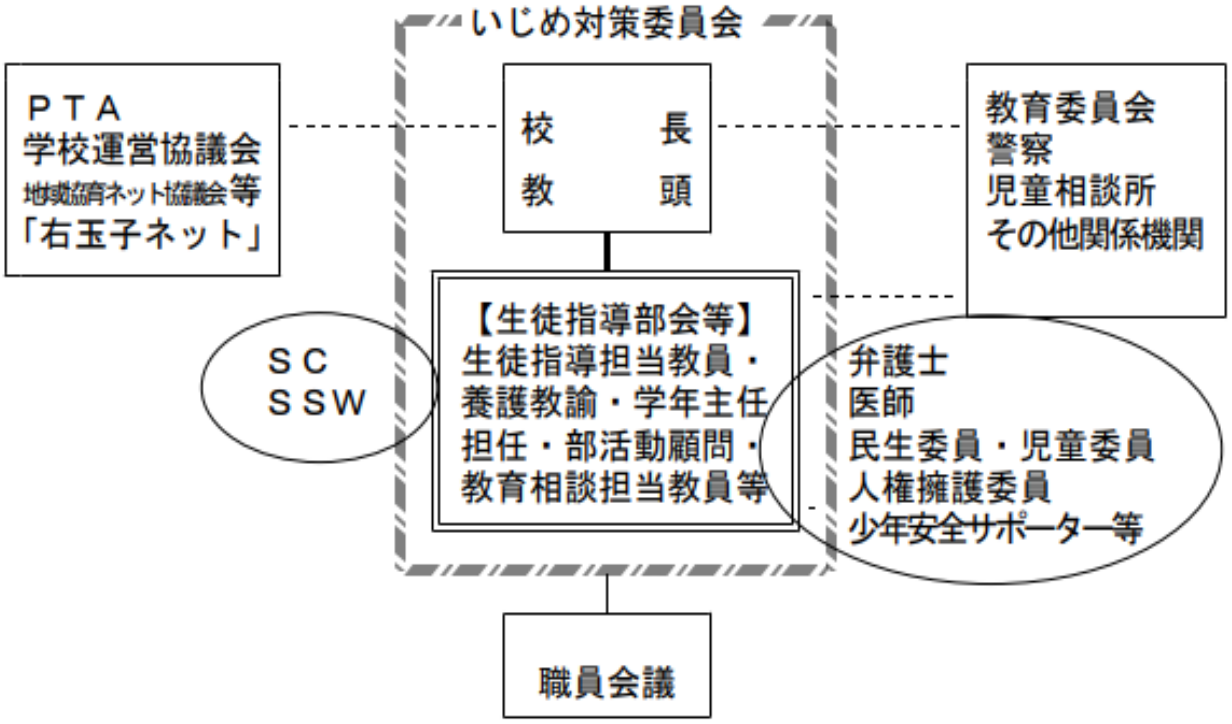
また、組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てを可能とする。

当該委員会は、学校の組織的ないじめ対策の中核として、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目への位置付けや、学期に１回の定例の「いじめ対策委員会」を開催することにより、ＰＤＣＡサイクルによる検証等を行い、必要に応じて改善を図る。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、学校いじめ対策組織は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施する。また、いじめの早期発見のため、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていくこととする。

設置に当たっては、既存の「生徒指導部会」を基盤とし、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策の企画立案、早期対応等を、すべての教職員が経験することができるようにする。また、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、学校の実情に応じて、構成員全体の会議と、その下の実働的な部会に役割分担して柔軟な組織とするなど工夫・改善する。

いじめ対策組織におけるいじめ対策委員会の位置付け



いじめ対策組織の役割

【未然防止】

◇　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

◇　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇　いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇　いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【「学校基本方針」に基づく各種取組】

◇　「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

◇　「学校基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇　「学校基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「学校基本方針」の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む）

２　未然防止（いじめの予防）のための対策

（１）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

いじめ問題を根本的に解消するためには、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、日常から教職員間で生徒について自由に話し合えるような人間関係が必要である。

○　教職員の資質能力の向上

・　積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。

・　教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

○　いじめ対策に係る生徒指導部会等のもち方

・　問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。

・　各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的に開催する。

生徒指導部会等における運営上のチェックポイント
□　定期的に（週１回程度）開かれているか。 □　各分掌・各学年と連携した生徒指導がなされているか。 □　話し合われた内容が、速やかに全教職員に周知され、理解されているか。 □　問題行動の報告・対応に終始していないか。

○　教育相談体制の確立

・　すべての生徒が能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助の機能を重視する。

○　生徒の行動観察

・　給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

○　生徒理解

・　日記・生活ノート等、生活アンケート、相談カード等、直接書いたものや、「Ｑｕｔ」等の客観的なテストを通して、生徒理解に努める。

○　家庭・地域社会との連携

・　ＰＴＡや学校支援ボランティアなど、家庭・地域社会と連携し、より一層、開かれた学校づくりを推進する。

○　校種間連携の一層の促進

・　異校種間の情報共有や生徒への切れ目ない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進を図る。

○　教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

・　部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む学校の業務改善を促進し、教職員が生徒と向き合う時間を確保する。

○　学校いじめ対策委員会の周知

・　いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が生徒に容易に認識される取組を行う。

○　指導上の配慮が必要な生徒

・　発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

・　海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒などは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

・　性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性の多様性や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

・　自然災害等により被災した生徒については、心身への多大な影響を十分配慮し、いじめの未然防止・早期発見に努める。

・　学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（2）学校のすべての教育活動を通した取組

いじめを防止するためには、生徒が学校の教育活動を通して、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるような「居場所づくり」に積極的に取り組む。また、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境をつくる。

○　各教科・総合的な学習の時間

・　授業に対する教員の心構え

生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。生徒同士または教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていくことが大切である。指導方法はもちろんのこと、授業に対する教員の姿勢から、人権感覚が問われる場でもある。たとえば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、そのことを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行う。

・　学び合いのある授業づくり

生徒自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができるよう、教員は授業を組み立てる中で、常に生徒の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の生徒へ投げ掛け、新たな意見を引き出すなどの授業展開に心掛ける。

○　道徳

・　道徳的実践力を育む場として

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱うことができるが、生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

・　道徳教育を中核とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教員を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教委作成の指導資料「心を耕す」や「（改訂版）いのち・なかま・やくそくを大切にする心を育む学習プログラムみんなちがってみんないい」等の活用により、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

○　特別活動等

・　生徒の主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、生徒がこれまで以上に主体的に取り組めるような場を設定する。生徒が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こうした体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。また、生徒のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を支援していく。

・　集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を醸成するためには、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等が重要である。学校・地域の実態に即して、効果的・計画的に実施していく。

・　指導上の留意点

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶなどの取組を行う。

○　情報モラル教育

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。非公開型ＳＮＳやコミュニケーションアプリ等、外部から見えにくい関係性について、具体的な事例を用いて情報モラル教育を行う。

○　自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、生徒が自らの命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後、国の動向を踏まえながら導入を検討する。

（3）学校評価による評価・検証・改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

（４）家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、ＰＴＡや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。また、家庭・地域から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、誠意のある対応に心がける。

○　家庭との連携

・　大人の意識の向上

日頃からいじめの問題に対する学校の姿勢を家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

・　日頃からの信頼関係づくり

保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

信頼関係づくりのポイント □　保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。 □　保護者の生徒への思いを共感的に理解する。 □　保護者の願いを誠意をもって聞く。 □　保護者とともに生徒を見守りながら歩む姿勢を示す。 □　保護者は生徒を守り、生徒の成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

○　地域との連携

　学校は、地域にも生徒の実態を知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

・　地域の環境づくり

　ＰＴＡはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや防府警察署等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むこととする。登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

・　生徒の活動への支援

　子ども会や自治会等の既存の地域活動に積極的に参加できるよう十分配慮する。

○　日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校での生活の状況等を家庭・地域社会に提供する。

情報発信の方法や場の例

学校だより、学年・学級通信、ＰＴＡだより、学校ウェブサイト

学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、ＰＴＡ総会における協議

学校支援ボランティア、民生委員・児童委員等との交流、学校運営協議会

地域協育ネット「右玉子ネット」、地区懇談会　等

３　早期発見（把握しにくいいじめの発見）のための対策

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の３つのレベルに分類する。

【レベル１】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル２】教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル３】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつ。
- しばしばいじられている生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

（１）　早期発見のために学校がとるべき体制

いじめは、外から見えにくいことから、全教職員が連携・協力して早期に発見できる体制の構築をする。

○　複数教職員での指導の取組・体制づくり

・　学級担任だけでなく、副担任、教科担当教員、専科教員、少人数指導教員、養護教諭等との連携を密にする。

・　学校栄養職員、学校事務職員、ＳＣ、ＳＳＷも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から生徒の様子をきめ細かく把握する。

・　学校評価に係る生徒・保護者アンケート、定期教育相談、週１回生活アンケート、個人面談等により、生徒、保護者等の実情を把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。

・　全校体制での校内組織のもと、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報共有を図る。

○　教育相談担当教員・養護教諭の役割

・　教育相談担当教員・養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど、校務分掌上、適切に位置付け、ＳＣ等、専門家と緊密な連携を図る。

○　「いじめ対策委員会」の設置・役割

・　当該委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものである。

・　当該委員会の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を母体とするなど、いじめ防止等に対して、実効的に対応できるようにする。

（２）　いじめの早期発見に向けた具体的な取組

生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

○　いじめられている生徒のサインを見逃さないための取組

・　誰にも相談できない生徒がいるのではないかとの認識の下、日記・生活ノート等、生活アンケート、相談カード等直接書いたものや、「Ｆｉｔ」等の客観的なテストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。

・　いじめは潜在化、偽装化している可能性を考え、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチする。

・　生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。

・　アンケート調査や個人面談において、生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

○　信頼感に基づいた教育相談活動

・　教育相談室等で他の生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気で相談できるようにする。

・　必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、ＳＣのコンサルテーションを受けるなど、生徒の状況に応じた支援を行う。

・　生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

○　ふれあいの時間を増やす工夫

・　１日の時程表を見直すなどして、生徒とのふれあいの時間を確保する。

・　休み時間等の見守りや昼食（給食）の指導等を、担任・副担任などの複数教職員で連携して行う。

○　研修の充実

・　ＳＣやＳＳＷ、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

○　相談窓口の周知

・　学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。

・　いじめは、学校の内外を問わず起こる可能性があることから、塾やスポーツクラブ、地域にある商店、コンビニエンスストア等においても、広く相談機関を周知する。

（3）　家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等、積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組を進める中で、開かれた学校づくりをする。定期的に学校公開日（週間）を設けたり、学校支援ボランティアと協働したり、参観授業を利用したりするなど、地域と連携・協力しながら児童生徒を共に育てるという意識を高める。また、地区懇談会、保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

○　家庭との連携

・　学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。

・　懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、注文とならないよう工夫する。

・　定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信をし、学校に対して理解と愛着が深まる取組をする。

○　地域との連携

・　種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。

・　地域行事や各種の催事などに、生徒の積極的な参加を促す。

４　早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（１）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

学校として、「学校基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

また、必要に応じて、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

○　いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、学級担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が事案やささいな兆候や懸念、情報を一人で抱え込むことなく、または対応不要であると個人で判断しないよう、学校として情報の共有を基に、いじめ対策組織を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組をする。

・　いじめに係る情報の報告・相談

生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があったときに、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

・　事実関係の確認

いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した生徒などについて明確にし、５Ｗ１Ｈに留意して記録する。

・　「いじめ対策委員会」の開催

把握した事実を基に今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する（場合により、職員会議の開催）。

・　いじめを受けている生徒への対応

信頼関係のある教職員が担当する。

・　いじめを行っている生徒への対応

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

・　周りの生徒（観衆、傍観者）への対応

複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。

・　いじめを受けている生徒の保護者への対応

学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。

・　いじめを行っている生徒の保護者への対応

面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任、管理職、生徒指導主任等の複数で対応する。

・　ＰＴＡ、学校運営協議会等への働きかけ（必要な場合）

校長、教頭が担当する。

・　教育委員会、関係諸機関との連携

校長、教頭、生徒指導主任等が担当する。連携に当たっては、担当者同士の日常的な交流を基本としながら、いじめを認知した際には、できるだけ早期に、想定される支援を要請しておく。

（２）対応する上での留意点

○　いじめを受けている生徒及びその保護者への対応

・　「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、いじめられている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え、解決することを約束する。

・　いじめを受けている生徒に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。

・　本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくようにする。

・　「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信を失わせる可能性があるので、このような言動は避ける。

・　いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝える。また、家庭訪問の了解を取った上で、学級担任と管理職等複数で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況説明、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

○　いじめを行っている生徒及びその保護者への対応

・　いじめは集団で行われることが多いため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。

・　叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。

・　自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。

・　相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。

・　叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞く。

・　保護者への対応については、学級担任と管理職等複数で面談することとし、今後の当該生徒への指導・支援の在り方を共に考え、いじめられた生徒・保護者の了承が得られた場合、謝罪等を行う場を設定するなど、今後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。

○　周りの生徒（観衆・傍観者）及びその保護者への対応

・　周りではやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。

・　観衆や傍観者の立場の生徒への指導は、いじめられている生徒がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせるよう配慮する。

・　いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気をつくる。

・　もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかけていく。いじめを報告してきた生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなど配慮する。

○　臨時保護者会の開催

　必要に応じて、いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

○　いじめの事後指導

「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化したりして、いじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

○　被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト利用者（生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な対応を行う。被害の拡大を最小限に抑えるよう速やかに対応する。

（３）　教育相談の在り方

いじめを受けている生徒の心のケア、いじめを行っている生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。このため、教職員の教育相談に係る資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、生徒がいじめの行為に至ることもあるため、ＳＳＷによる保護者等への生活基盤の立て直しに向けた個別支援を積極的に行う。

○　いじめを受けている生徒に対する教育相談

いじめを受けている生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。そのことにより、精神的に安定し自信をもつことができるようになる。より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。

＜手順例＞

① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。

② いじめに対して、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。

③ 事実関係を把握する。

・ いじめを受けている生徒と信頼関係のある教職員が対応する。

・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。

・ 事実をなかなか話さないことがあるので、形式的、表面的な相談にならないよう、共感的に根気強く聞き出す努力をする。

④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。

・ 当該生徒のよさを自覚させ、学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。

・ 学級等、所属する集団の中で、活動の機会と場等を設定し、自己有用感を感じることのできる居場所づくりを促進する。

・ 指示的な対応や否定的・批判的な言葉かけは避ける。

⑤ 当該生徒が望む場合には教職員が立ち会い、いじめを行っている生徒と話し合う場をもつ。

⑥ 教育相談を継続する。

○ いじめを行っている生徒に対する教育相談

いじめを行っている生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

しかし、このような生徒は、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを弱い者に向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。したがって、一方的に叱責するのではなく、生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を心がける。より高い専門性が必要な場合は、ＳＣやＳＳW等と連携する。

＜手順例＞

① 事実を把握する。

・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。

・ いじめを行っている生徒の心情に寄り添いながら、聞き取り等を行う。

・ いじめに加わっていた生徒が複数の時には、一対一で対応する。

② いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。

・ いじめを行っている生徒は、いじめを受けている生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめられている生徒に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかということに気付かせる。

・ 生徒の心身の成長の過程に即し、保護者とともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。

③ 自己指導能力を育む。

・ 生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。

・ 表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。

④ 好ましい人間関係の在り方について指導する。

⑤ 教育相談を継続する。

（４）インターネットやスマートフォン等を利用したいじめへの対応

インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度な流通性や発信者の匿名性、非公開のＳＮＳやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、 民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

○　初期対応

・インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが､いじめを受けた生徒からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておく。

○　関係機関との連携

・防府警察署の担当者、少年安全サポーター、必要に応じてやまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。ただし、ＳＮＳ等による猥褻・性被害事案については、速やかに警察、市教委と連携する。

（５）保護者との連携

○　いじめを受けている生徒の保護者への対応

・　積極的にＳＣやＳＳＷと連携する。

・　速やかに保護者との面談の時間を設定するなど、保護者の言い分を傾聴する。教職員と保護者が生徒のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。

・　いじめを受けている生徒の保護者の心情を理解した対応が不可欠である。

・　いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供していく。

・　「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との強い意志の下、いじめられている生徒の人権を護り、いじめている生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。

・　保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。

・　プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏れないよう、徹底した情報管理をする。

・　いじめを受けている生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し適切に対応する。

・　保護者によっては、事態を軽視したりかえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。

・　いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにもより一層緊密な連携を図る。

・　必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

○ いじめを行っている生徒の保護者への対応

・ 積極的にＳＣやＳＳＷと連携する。特にいじめている生徒及びその保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷ、人権擁護委員、少年安全サポーター等と連携した支援を積極的に検討する。
・ 正確な事実関係を確認することに心掛け、憶測は避ける。
・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、生徒のよりよい成長、いじめが人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
・ いじめを受けている生徒及びその保護者に対する謝罪の仕方、自分の子供への指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
・ いじめている生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」という理解を得る。
・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、生徒のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

○ いじめ問題についての保護者会での留意点

・ いじめを受けている生徒及びその保護者の心情に寄り添い、最大限意向を尊重した上で開催する。
・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、いじめを行っている生徒と同じ立場であることへの理解を得る。
・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
・ 解決のために、学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
・ プライバシーの保護には十分留意する。

（６）　地域・関係機関との連携

○　学校と地域との連携

・　日頃からＰＴＡや学校評議員等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や地域協育ネット協議会等の取組を進めたりするなど、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

・　いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

・　情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者に情報提供する場合についても慎重な取扱いを依頼する。

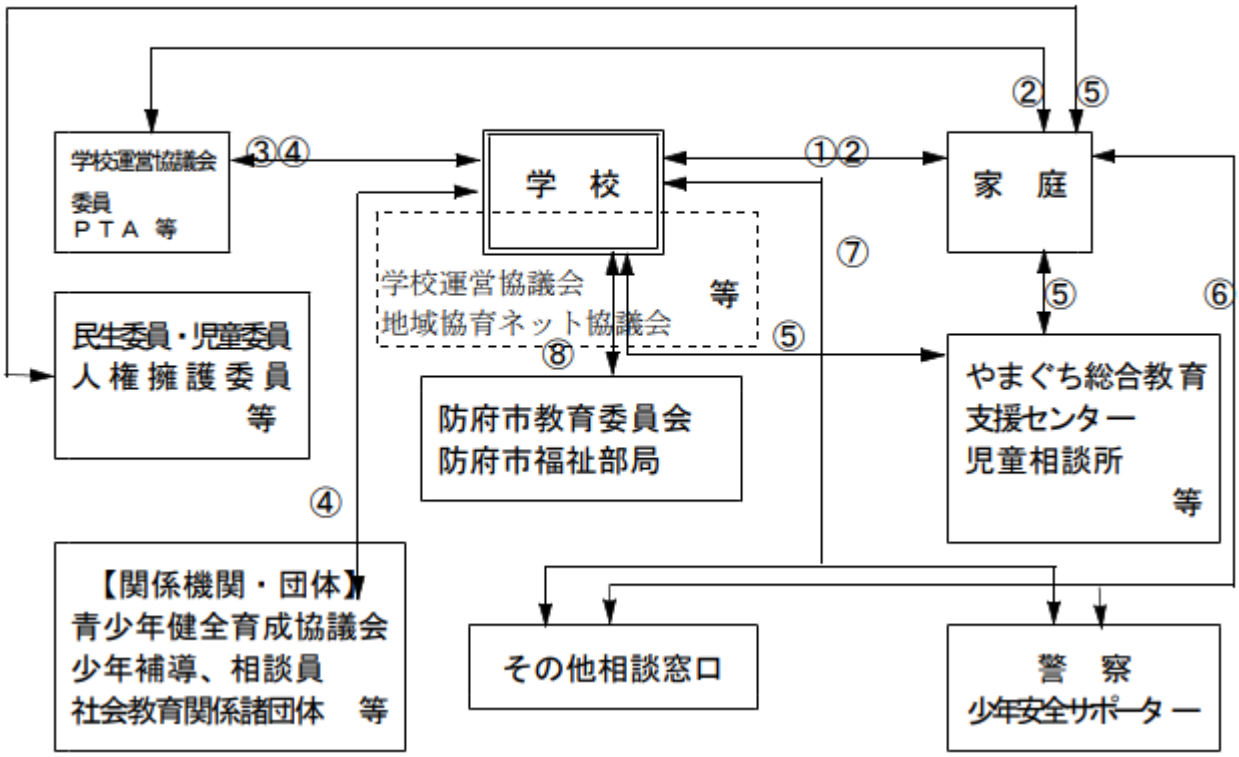
・　地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

○　学校と関係機関との連携

・　いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う（やまぐち総合教育支援センター、市教育委員会、市福祉部局、青少年健全育成協議会、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等）。

・　あくまでも学校の主体性を保ちつつ、所轄警察署と連携して対応することも必要である。特に、当該行為が犯罪行為である場合は、少年安全サポーターや所轄警察署等に情報提供し、対応する。明らかに犯罪行為である場合は、警察へ躊躇することなく連絡し、支援を得る。

いじめ問題に係る関係機関の連携図
（学校を中心としたかかわり）



① 家庭との緊密な連携・協力を図る。
② いじめ問題をはじめ、家庭教育のあり方について共通理解を深める。
③ ＰＴＡとの協議の機会を設け、一層の連携・協力を図る。
④ 学校外での生徒の生活の様子等について、情報交換を行う。
⑤ 学校・家庭からの相談に応じ、助言等を行う。
⑥ 生徒、保護者等の相談に応じ、助言を行う。
⑦ 情報交換、対応の連携を図る。
⑧ 教育委員会と協議し、支援を得る。

（7）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていなかいかどうかについて面談等により認識する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの手段に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

５ 重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）」により適切に対処する。

（１）重大事態の判断について

- 法第 28 条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第１号）、「 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第２号）とされている。
- 重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。 なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。
- 重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり、各学校の設置 者又は学校は、法第 23 条第２項や法第 24 条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。なお、基本方針に記載のとおり、法第 23 条第２項や法第 24 条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確 にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第 28 条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第２項で行 った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第 23 条第２項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。
- 不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日の欠席を目安とするが、児 童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧 に対応することが必要である。
- いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合は、いじめにより転校に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。
- 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行いその時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。
- 児童生徒・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校

がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省令和６年８月改訂より引用

（2）重大事態への学校の対応

○　重大事態の報告（発生報告）

重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ報告しなければならない。

○　いじめを受けている生徒への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、生徒への最善の方法を検討するよう配慮する。

○　いじめを行っている生徒への対応

いじめを受けている生徒を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

なお、こうした指導を行うことについては、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。また、適切に関係機関との連携を図る。その際、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

○　留意すべき事項

専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料を提供するとともに、アンケート調査や生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめられた生徒はもとより、関係のあった生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に全力で努めていく。

（3）自殺の事案への対応について

生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（文部科学省）」を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくよう配慮する。遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置するため、教育委員会と連携して対応する。

Ⅲ　その他の重要事項

本方針は、国や県、市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、学校いじめ問題対策協議会が見直しの必要があると認めるときは、より実効性のあるものに、改訂していくこととする。

〔参考資料１〕学校における日常的な観察のポイント（問題行動等対応マニュアルより）

	いじめの早期発見チェックポイント
登校時から始業時	□　他の児童生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。 □　いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 □　自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 □　元気がなく、顔色がすぐれない。 □　理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
教科等の時間	□　授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 □　体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。 □　うつむきかげんで発言しなくなる。 □　指名されると、他の児童生徒がニヤニヤする。 □　教職員が誉めると、周りの子があざ笑ったり、しらけたりする。 □　何人かの視線が集中したり、目配せしたりなどのやりとりがある。 □　発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 □　学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 □　配布したプリントなどが渡っていない。 □　グループ活動の際、一人だけ外れている。 □　ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。 □　特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。 □　教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 □　作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
休み時間	□　仲のよかったグループからはずされ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。 □　一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。 □　用がないのに職員室で過ごすことが多い。 □　教職員に必要以上に寄ってきたり、触れるようにして話したりする。 □　保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 □　友達と過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子でついて行く。 □　遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 □　遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。 □　いつも遊びで使った道具等の後始末をさせられている。 □　周りの友達に異常なほど気遣いをしている。 □　そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

下校時	□　下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 □　玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。 □　いつも友達の荷物を持たされている。 □　靴や傘等がなくなる。
その他	□　給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 □　給食のメニューによって､異常に盛りつけられたり､量を減らされたりする。 □　清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 □　清掃時間、他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 □　部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出したりする。 □　集団行動や学校行事に参加することを渋る。 □　理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 □　日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

〔参考資料２〕　実態調査

誰にも相談できない生徒がいるのではないかとの認識の下、週１回生活アンケート調査等を実施する。その際、単なる被害調査に陥らず、生徒一人ひとりが日々の生活を振り返って反省できるようにする。

調査方法は、以下の通りとする。

・　毎週１回、朝の会で学級担任が実施する。
・　項目については適宜変更することもある。
・　気になる内容のものは学年生徒指導に伝えるとともに、原則、担任が聞き取りを行う。
・　各学年の教育相談担当教員は、アンケートのチェック、聞き取り、集計に協力する。アンケートを記入する際は、いじめの被害にあっている生徒が、周囲の者を気にせず記載できるよう、十分に配慮する。

生活アンケート　　（　）月（　）日（　）曜日
（　）年（　）組（　）番　氏名（　　）

①学校は楽しいですか？
楽しい　まあまあ楽しい　あまり楽しくない　楽しくない
理由

②困っていることがありますか？
健康　学習　部活　進路　家庭　人間関係　その他　特にない
理由

③学校の先生への相談を希望しますか？
希望する→（　　）先生　　希望しない

④スクールカウンセラーへの相談を希望しますか？
希望する　　希望しない

⑤あなたの周りで困っている人はいますか？
いる→（　　）さん　　分からない　いない

⑥頑張っていることや、してもらって嬉しかったことを教えて下さい。

生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容について具体的に把握・認識しているか否かを判断し、取組の改善につなげいく。

〔参考資料３〕　定期教育相談

年２回、１学期と２学期に実施する。原則、テスト週間の放課後に実施する。
事前アンケートを実施し、各学級担任が対応する。希望者にはリクエスト相談を行う。

第２学期　定期教育相談　事前アンケート

（　）年（　）組（　　）番　氏名（　　）

１１月から教育相談が始まります。教育相談は、あなたが楽しく、充実した学校生活を送るために行うものです。気になっていることや日頃感じていることを、先生に話してみませんか。
今回は、あなたが希望する先生との相談になります。

☆教育相談前にアンケートをとります。自分の状態について、あてはまるものに○をつけてください。

健康	１　夜、眠れないことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	２　食欲がないことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	３　体調が悪いと思うことが	ない　あまりない　少しある　よくある
学習	４　授業に意欲的に取り組めないことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	５　授業内容がわからないことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	６　家庭学習に取り組めないことが	ない　あまりない　少しある　よくある
進路家庭	７　将来の夢や希望について家の人と話し合うことが	ある　少しある　あまりない　ない
	８　進路のことで悩むことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	９　悩みを家の人に相談することが	ある　少しある　あまりない　ない
対人関係	１０　友人関係で心配なことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	１１　クラスの中で気になることが	ない　あまりない　少しある　よくある
	１２　部活動の中で気になることが	ない　あまりない　少しある　よくある
	１３　中学校でいじめの場面を見たり聞いたりしたことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	１４　家庭の中で気になることが	ない　あまりない　少しある　よくある
自分	１５　何もしたくないと思うことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	１６　だれかに自分の悩みを聞いてほしいと思うことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	１７　異性のことで悩むことが	ない　あまりない　少しある　よくある
	１８　自分の体のことで悩むことが	ない　あまりない　少しある　よくある

☆教育相談で話してみたいことは何ですか？

☆相談したい先生は誰ですか?

担任　・　担任以外の先生　→　（　　）先生

☆スクールカウンセラー高津先生への相談を希望しますか？

希望なし　・　希望あり　→　相談内容（　　）

〔参考資料４〕　スクールカウンセラーとの相談

スクールカウンセラー来校の案内を全校生徒に配付し、随時相談を受け付けている。

１学期	２学期	３学期
４月１０日（金）午前	９月　３日（木）午後	１月　８日（金）午前
４月１３日（月）午後	９月１８日（金）午後	１月２１日（木）午後
４月１６日（木）午後	９月２９日（火）午後	２月　１日（月）午前
４月２０日（月）午後	１０月　１日（木）午後	２月１２日（月）午前
４月３０日（木）午前	１０月　５日（月）午後	３月　５日（金）午後
５月　１日（金）午前	１０月２２日（木）一日	３月１５日（月）午後
５月１４日（木）午後	１０月２７日（火）午前	３月１８日（木）午前
５月２６日（火）午後	１１月　９日（月）午後	３月２５日（木）午後
６月　１日（月）午後	１１月１７日（火）午後	
６月　４日（木）午後	１１月３０日（月）午後	
６月　８日（月）午後	１２月　３日（木）午後	
６月１６日（火）午前	１２月２２日（火）午前	
６月２９日（月）一日		
７月　１日（水）午後		
７月　６日（月）午後		

※カウンセリング、いじめ対策委員会、思春期グローイングハートプロジェクト、中学・高校0年生事業を含む。

※相談時間は、「午前」が9時00分～13時00分または9時30分～13時30分、「午後」が 13 時30分～17時30分または13時45分～17時45分、「一日」が9時30分～17時45分を基本とする。生徒のカウンセリングは、昼休みや放課後に実施する。